

みやざきデジタル人材育成事業 質問への回答

令和8年5月7日

質問内容	回答
1 受講者が県内各所からいらっしやるなかで、託児や対面講座はアクセスの良い場所が良いかと思いますが、JR宮崎駅近くがよいか？（あるいは、許容される範囲）	仕様としての制限はございませんので、受講者の利便性を検討のうえ開催場所を貴社にてご提案ください。
2 対面講座の場所を県より提供いただくことは可能か？	県保有の会議室等を本事業のために提供することはございません。
3 過年度の託児サービス利用実績数は？	0件です。
4 若手求職者とは具体的に何歳まで等条件がありますか。	具体的な年齢制限等はございません。 若手求職者向け興味・関心講座に関しては、昨年度までは学生（県内の高校生、大学生等）向けの事業を展開しておりましたが、今年度から既卒者も含む学生等と同世代の若手求職者まで対象としております。
5 講座形式について、スクーリング形式と E ラーニング形式はどちらかなのか、どちらも設定が必要でしょうか。	仕様としての制限はございませんので、ご提案いただく講座内容等を踏まえ、事業目的である県内企業への就職等につながるような形式を貴社にてご提案ください。業務委託仕様書4-(1)②ウに定める仕様に応じて多様な受講形式を確保できることが望ましいです。
6 ①仕様書4-(1)-③および4-(4)-②に定める「離脱防止の仕組み」として、受講生が希望する場合、受託者が提供する派遣就業（生活費の確保）と学習を並行させる「生活保障型ハイブリッドモデル」を提案することは可能でしょうか。 ②また、受託者が通常の派遣事業として受け取る「派遣料金（企業からの対価）」は、仕様書7-(1)-③の「受講者から費用を徴収しないこと」という制限に抵触しないという認識でよろしいでしょうか	①不可です。県からの委託事業と受託者の事業とは、明確に区別する必要があります。また、個人情報の目的外利用にも当たることから、認められません。 ②本事業の枠組みを利用した営利活動（派遣料金等の受領）は認められません。
7 事業目標5-(2)に定める「就職者数60名」について、受託者の派遣スタッフとして県内企業等で就業を開始した場合（週20時間以上等、雇用保険加入条件を満たすもの）、これも実績数としてカウント可能でしょうか	就職支援をする上で本人の意向や能力等の都合上、派遣による就業となった場合は、実績数としてのカウントすることは差し支えありません。
8 仕様書4-(2)-③-イにおいて「職業紹介に係る取組は実施しない」とありますが、本事業の委託料とは別に、受託者が自ら保有する「有料職業紹介」または「労働者派遣」の免許に基づき、受講者と企業をマッチングさせる行為そのものは制限されないという理解でよろしいでしょうか。その際、企業から紹介手数料（成功報酬）を受領することは可能でしょうか	ご質問の行為は認められません。 本事業は県からの委託を受けて行うものであり、受託者の事業とは明確に区別する必要があります。また、個人情報の目的外利用にも当たることから、認められません。
9 昨年度の類似事業（ひなたデジタルアカデミア2025）における最終的な「就職者数」の実績値、およびそのうち「正社員」と「非正規（派遣・契約等）」の割合をご教示ください	令和7年度みやざきデジタル人材育成事業の実績値は以下のとおりです。 1 学生向けITスキル講座（ひなたデジタルアカデミア2025） 受講者数：70人 就職者数：1人（正規雇用：1人） 2 求職者向けITスキル講座 受講者数：83人 就職者数：51人（正規雇用：28人、非正規雇用：23人）